

使用開始日
2026年7月13日

One ETF 日本国債 27-30年

追加型投信／国内／債券／ETF



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	ETF	債券 公債	年2回	日本

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「One ETF 日本国債 27-30年」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月10日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年4月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:23兆5,068億円
(2026年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

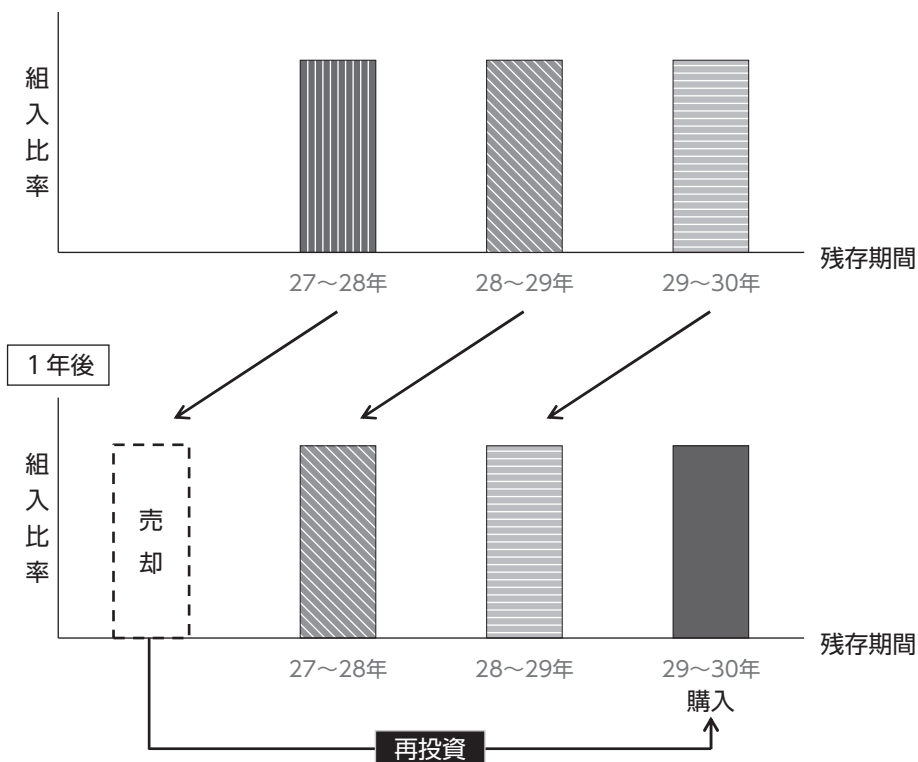
この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 主として日本国債に投資します。

- 原則として、残存期間が約27～30年の債券を投資対象とし、残存年限毎の投資金額が同額程度となることをめざして運用を行います(ラダー型運用)。
※ただし、債券発行状況等により一時的に残存年限毎の投資金額が同額程度にならない場合があります。
※信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります。
- 債券の組入比率は、原則として高位を維持します。

<当ファンドにおけるラダー型運用のイメージ(例)>

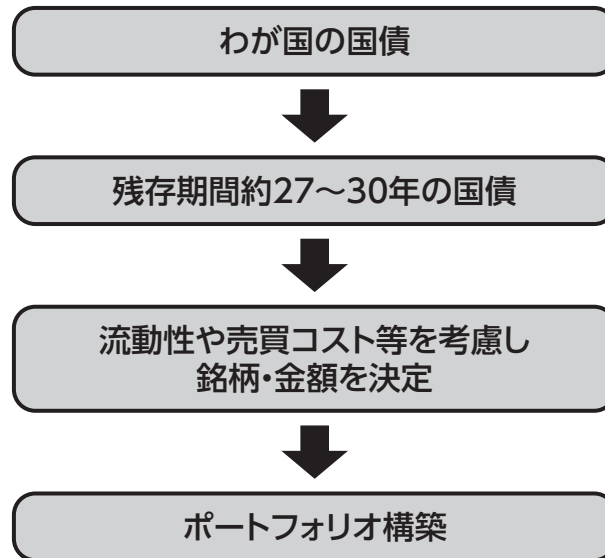


※上記は当ファンドにおけるラダー型運用の例を示したイメージ図であり、実際の状況とは異なる場合があります。



ファンドの目的・特色

<運用プロセス>



2 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
 - 売買単位は10口単位です。
 - 取引方法は原則として株式と同様です。
 - 売買手数料等詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年2回の決算時(毎年3月、9月の各20日)に収益分配を行います。

分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※初回決算日は2027年3月20日です。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。損失を被る可能性を排除できるものではありません。
- 当ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



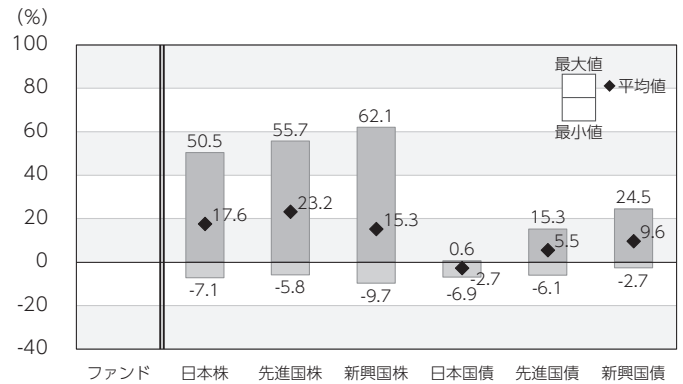
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。
代表的な資産クラス:2021年5月～2026年4月

*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	100,000口以上10口単位 (当初元本1口=1,000円)
購入価額	当初申込期間:1口当たり1,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は10口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	100,000口以上10口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して3営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として委託会社が別に定める時刻までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います (お申込みがこれを経過した場合は翌営業日受付とします。)
購入の申込期間	当初申込期間:2026年7月27日から2026年7月29日まで 継続申込期間:2026年7月30日から2027年12月20日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	継続申込期間において、原則として、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。ただし、以下の①から③に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託会社が判断するときには、購入・換金のお申込みを受理することがあります。 ① 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内 (ただし、決算日が休業日の場合は、決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) ② ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ③ 上記①から②のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
受益権の買取り	販売会社は、以下の①②に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、②の場合の買取請求は、信託終了日の5営業日前までとします。 ① 取引所売買単位未満の振替受益権 ② 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託期間	無期限 (2026年7月30日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還) することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・当初設定日より5年経過した日以降に受益権口数が100万口を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合 なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還) させます。



手続・手数料等

決 算 日	毎年3月、9月の各20日 ※初回決算日:2027年3月20日
収 益 分 配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	作成しません。
課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																				
購入時手数料	販売会社が定める額 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。																			
信託財産留保額	ありません。																			
換金（買取り）時手数料	販売会社が定める額 換金（買取り）時手数料は、換金または受益権の買取りに関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。																			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																				
運用管理費用 （信託報酬）	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.055%～年率0.1045%（税抜0.05%～税抜0.095%） の率を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用（信託報酬）およびその配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。																			
	<table><tr><th>ファンドの純資産総額</th><th colspan="2">運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）（年率）</th></tr><tr><td>信託報酬税込（税抜）</td><td>委託会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>1兆円以下の部分 年率0.1045%（税抜0.095%）</td><td>0.0800%</td><td>0.0150%</td></tr><tr><td>1兆円超5兆円以下の部分 年率0.07975%（税抜0.0725%）</td><td>0.0600%</td><td>0.0125%</td></tr><tr><td>5兆円超の部分 年率0.055%（税抜0.05%）</td><td>0.0400%</td><td>0.0100%</td></tr><tr><td>主な役務</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価</td></tr></table>		ファンドの純資産総額	運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）（年率）		信託報酬税込（税抜）	委託会社	受託会社	1兆円以下の部分 年率0.1045%（税抜0.095%）	0.0800%	0.0150%	1兆円超5兆円以下の部分 年率0.07975%（税抜0.0725%）	0.0600%	0.0125%	5兆円超の部分 年率0.055%（税抜0.05%）	0.0400%	0.0100%	主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価
	ファンドの純資産総額	運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）（年率）																		
	信託報酬税込（税抜）	委託会社	受託会社																	
	1兆円以下の部分 年率0.1045%（税抜0.095%）	0.0800%	0.0150%																	
	1兆円超5兆円以下の部分 年率0.07975%（税抜0.0725%）	0.0600%	0.0125%																	
	5兆円超の部分 年率0.055%（税抜0.05%）	0.0400%	0.0100%																	
	主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金支払関係事務等の対価																	
	②有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料に55%（税抜50%）未満の率*を乗じて得た額 *2026年7月30日現在は、 品賃料の49.5%（税抜45%）以内 になります。 品賃料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用（信託報酬）として受け取ります。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。																			
	◆受益権の上場にかかる費用（2026年7月10日現在） ・上場審査料:55万円（税抜50万円） ・新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜0.0075%） ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料:追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%） 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。																			
また、その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。																				
◆受益権の上場にかかる費用（2026年7月10日現在） ・上場審査料:55万円（税抜50万円） ・新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜0.0075%） ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料:追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%） 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。																				
また、その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。																				
◆受益権の上場にかかる費用（2026年7月10日現在） ・上場審査料:55万円（税抜50万円） ・新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜0.0075%） ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料:追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%） 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。																				
また、その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。																				
その他の費用・手数料	◆受益権の上場にかかる費用（2026年7月10日現在） ・上場審査料:55万円（税抜50万円） ・新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜0.0075%） ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料:追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%） 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。																			

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。